

当座勘定規定

(手形小切手非発行口座用)

令和7年4月1日施行

第1条(当座勘定への受入れ)

- ① 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」という。)も受入れます。
- ② 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- ③ 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続きを済ませてください。
- ④ 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

第2条(証券類の受入れ)

- ① 証券類を受入れた場合には、当店で取立て、不渡り返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、支払資金としません。
- ② 当店を支払場所とする証券類を受入れた場合には、当店でその日のうちに決済を確認したうえで、支払資金とします。

第3条(本人振込)

- ① 当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込があった場合には、当金庫で当座勘定元帳へ入金記帳したうえでなければ、支払資金としません。ただし、証券類による振込については、その決済の確認もしたうえでなければ、支払資金としません。
- ② 当座勘定への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第4条(第三者振込)

- ① 第三者が当店で当座勘定に振込をした場合に、その受入れが証券類によるときは、第2条と同様に取扱います。
- ② 第三者が当金庫の他の本支店または他の金融機関を通じて当座勘定に振込をした場合は、第3条と同様に取扱います。

第5条(受入証券類の不渡り)

- ① 前3条によって証券類による受入れまたは振込がなされた場合に、その証券類が不渡りとなったときは、直ちにその旨を本人に通知するとともに、その金額を当座勘定元帳から引落とし、本人からの請求がありしだいその証券類は受入れた店舗、または振込を受付けた店舗で返却します。ただし、第4条の場合の不渡証券類は振込をした第三者に返却するものとし、同条第1項の場合には、本人を通じて返却することもできます。
- ② 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

第6条(手形、小切手の金額の取扱い)

手形、小切手を受入れる場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

第7条(当座勘定からの払戻し)

- ① 当座勘定から払戻しを行うときは、届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印(または暗証入力)して提出してください。

- ② 前項の払戻しの手続きに加え、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。

第8条(支払の範囲)

引き落としの金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。

第9条(支払の選択)

同日に数件の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

第10条(過振り)

- ① 第8条にかかわらず、当金庫の裁量により支払資金をこえて支払をした場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。
- ② 前項の不足金に対する損害金の割合は年 14.50%(年 365 日の日割計算)とし、当金庫所定の方法によって計算します。
- ③ 第1項により当金庫が支払をした後に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金は、同項の不足金に充当します。
- ④ 第1項による不足金、および第2項による損害金の支払がない場合には、当金庫は諸預り金その他の債務と、その期限のいかんにかかわらず、いつでも差引計算することができます。
- ⑤ 第1項による不足金がある場合には、本人から当座勘定に受入れまたは振込まれている証券類は、その不足金の担保として譲り受けたものとします。

第11条(手数料等の引落し)

- ① 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。
- ② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当金庫所定の手続をしてください。

第12条(印鑑等の届出)

- ① 当座勘定の取引に使用する印鑑(または署名鑑)は、当金庫所定の用紙を用い、あらかじめ当店に届出てください。
- ② 代理人により取引をする場合には、本人からその氏名と印鑑(または署名鑑)を前項と同様に届出てください。

第13条(届出事項の変更)

- ① 印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。
- ② 前項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- ③ 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- ④ 当座勘定の開設等の際には、当金庫は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によって当店に届出て

ください。

第 14 条(印鑑照合等)

払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 15 条(利息)

当座預金には利息をつけません。

第 16 条(残高の報告)

当座勘定の受払または残高の照会があった場合には、当金庫所定の方法により報告します。

第 17 条(譲渡、質入れの禁止)

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

第 18 条(反社会的勢力との取引拒絶)

この当座勘定は、第 20 条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 20 条第3項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。

第 19 条(取引の制限等)

- ① 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- ② 本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当金庫に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときまたは預金者が在留資格の取り消しを受けたときは、当金庫は入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- ③ 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- ④ 3年以上利用のない口座は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- ⑤ 第1項から第4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は速やかに当該取引の制限を解除します。

第 20 条(解約)

- ① この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。
- ② 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解

約する場合、届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知を送付した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなして解約します。

A この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の 名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

B この預金の預金者が第 17 条に違反した場合

C この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあるとみとめられる場合

D この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。

E 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第 19 条第1項もしくは第2項にもとづき預金者に確認した事項、預金者から提出された資料もしくは預金者から届出があった事項に関し、偽りがあることが明らかになった場合

F 第 19 条に定める取引の制限等に係る事象が 1 年以上に亘って解消されない場合

③ 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることにより、この当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

A 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

B 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

(a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

C 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

(a) 暴力的な要求行為

(b) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為。

(e) その他(a)から(d)に準ずる行為

- ④ 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- ⑤ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当行が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信したときに解約されたものとします。

第 21 条 (手形交換所規則による取扱い)

- ① この取引については、前各条のほか、関係のある手形交換所の規則に従って処理するものとします。
- ② 関係のある手形交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、その緊急措置に従って処理するものとします。
- ③ 前項の取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 22 条 (個人信用情報センターへの登録)

個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一でも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに 5 年間(ただし、下記第 3 号の事由の場合のみ 6 か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

- ① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- ③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

第 23 条 (休眠預金等活用法に係る預金等の取扱い)

この当座勘定は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)第2条第6項に規定する預金等として取扱います。

(休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この取引について、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。)
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)
- ③ 預金者等から、この取引について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。))の対象となっている場合に限り。)

A 公告の対象となる預金であるかの該当性

B 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳の発行(再発行に限り。))があったこと
- ⑤ 預金者等からの申し出にもとづく契約内容の変更(キャッシュカードの再発行に限り。))があったこと

(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- ① この取引について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

A 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

B 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。

C この取引が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

② 第1項第1号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

A 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。)当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

(休眠預金等代替金に関する取扱い)

① この取引について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

② 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの取引に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

③ 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

A この取引について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと

B この取引について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)

C この取引に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと

D この取引に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

④ 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

A 当金庫がこの取引に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

B この取引について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

C 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

第 24 条(規定の変更)

- ① この預金規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、予め店頭掲示、当金庫ホームページおよびその他の方法で規定を変更する旨および変更内容・変更日を公表することにより変更できるものとします。
- ② 前項の変更は、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以 上